

新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金

(労働者を雇用する事業主の方向け)

2020年3月

社会保険労務士法人エール
門外 愛

明日の元気は、エールがつくる。

社会保険
労務士法人 **YELL** 

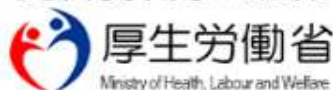


https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

厚生労働省HPから
下記ダウンロード
できます。

- ・リーフレット
- ・支給要綱
- ・支給申請書類

ひと、くらし、みらいのために



ホーム

本文へ お問合わせ窓口 よくある御質問 サイトマップ 国民参加の場

Google カスタム検索

検索

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 職場における子育て支援 > 事業者の方へ > 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金を創設します

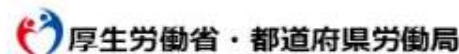
小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金を創設します

お知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、労働基準法の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設します。

今般、助成金の支給要領、申請様式や具体的な申請手続について掲載いたしました。

事業者の皆さまへ



新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金
(労働者を雇用する事業者の方向け)

政策について

分野別の政策一覧

健康・医療

子ども・子育て

子ども・子育て支援

職場における子育て支援

福祉・介護

雇用・労働



令和2年2月27日から3月31日までの間に

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども
- ・ 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、**有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対する助成金制度**を創設します！

*詳細は裏面をご参照ください

➡ 事業主の皆様におかれては、本助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いいたします。

【助成内容】

- **有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10**

具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額（※）×有給休暇の日数により算出した合計額を支給します。

※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（8,330円を超える場合は8,330円）

【申請期間】

- **令和2年3月18日～6月30日まで**です。

- * ①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。
- * 事業所単位ではなく法人ごとの申請となります。また、法人内の対象労働者について1度にまとめて申請をお願いします。



①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

○「臨時休業等」とは

- ・ **新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所等から利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。**
なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です（※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して特別に欠席を認める場合は対象となります。）

○「小学校等」とは

- ・ **小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、特別支援学校（全ての部）**
 - ★ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）等も含む。
- ・ **放課後児童クラブ、放課後等デイサービス**
- ・ **幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等**



②新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

- ・新型コロナウイルスに感染した者
- ・発熱等の風邪症状が見られる者
- ・新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者

③対象となる保護者

- ・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- ・上記のほか、各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含まれます。



④対象となる有給の休暇の範囲

○春休み、土日・祝日に取得した休暇の扱い

「(1)の臨時休業等をした小学校等に通う子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。

- ・学校：学校の元々の休日以外の日（※春休みや日曜日など元々休みの日は対象外）
- ・その他の施設（放課後児童クラブ等）：本来施設が利用可能な日

「(2)新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。

- ・学校の春休みなどにかかわらず、令和2年2月27日から同年3月31日までの間は対象

○半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

- ・対象となります。

なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。



○就業規則等における規定の有無

- ・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、**就業規則等が整備されていない場合でも要件に該当する休暇を付与した場合は対象**となります。

○年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

- ・対象になります。（ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただく必要があります。）

○労働者に対して支払う賃金の額

- ・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払う必要があります。
（助成金の支給上限である8,330円を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。）



③対象となる保護者

- ・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- ・上記のほか、各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含まれます。



3. 支給申請の手続

(1) 支給申請期限

支給申請期間は、**令和2年3月18日～同年6月30日** までです。

※ 事業所単位ではなく法人ごとの申請となります。また、法人内の対象労働者について1度にまとめて申請をお願いします。

(2) 申請書の提出先

申請事業主の本社等（人事労務管理の機能を有する部署が属する事業所）の所在地を担当する以下の提出先に郵送（配達記録が残るもの）してください。

◎**学校等休業助成金・支援金受付センター**（厚生労働省の委託した事業者）に郵送してください。

※本社等の所在地により以下の4つに分かれます

- ・ **関東地区**（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川）
〒100-8228 東京都千代田区大手町2-6-2 6階662執務室
学校等休業助成金・支援金受付センター



両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース) 支給申請書

両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース)の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

記載例

2020年4月25日

雇用環境・均等局長 殿

申請事業主 所在地 〒000-0000
東京都〇〇区〇〇町1-2-3

名称 株式会社 職業生活商事 印

氏名 職業 正広

代理人又は事務代理人・提出代行者の場合は以下から選択してください。
(代理人・事務代理人・提出代行者)

所在地 〒
名称
氏名 印

連絡先 日本標準産業分類に基づき記入してください。

1 申請事業主	①雇用保険適用事業所番号	1234-567890-1	②労働保険番号	11-2-33-000000-333	③支たる業種 (日本標準産業分類 の中分類を記入)	分類番号: 98 分類項目名: 飲食料品小売業
	④記載担当者	役職	総務部人事課長	氏名	〇田△男	連絡先電話番号
2 本社等を除く事業所	No.	①事業所名	②所在地	③雇用保険適用事業所番号	④電話番号	
	1	ちよだ支店	東京都〇〇区〇〇町1-2-1	890-1	03-0000-1111	
	2	みなと支店	東京都△△区△△町1-2-4	1234-567890-2	03-0000-2222	
	3	はるみ支店	東京都××区××町1-2-5	1234-567890-3	03-0000-3333	
	4	なかの支店	東京都〇〇区〇〇町1-2-6	1234-567890-4	03-0000-4444	
	5	みのわ支店	東京都△△区△△町1-2-7	1234-567890-5	03-0000-5555	
	6	よこはま支店	神奈川県横浜市××区××1-2-3	1234-567890-6	045-000-1111	
	7	ふじさわ支店	神奈川県藤沢市××1-2-3	1234-567890-7	0466-00-1111	
	8					
	9					
10						

【東京支援助成金(新型コロナウイルス感染症小中学校休業等対応コース)】様式第1号②

新型コロナウイルス感染症小中学校休業等対応コース 詳細

事業主名: 株式会社 職業生活商事

雇用保険被保険者分

対象労働者一覧

氏名		厚労 太郎			雇用保険 被保険者番号		5234-567890-1		事業所名		ちよだ支店													
(1)賃金 形態	(2)通常の賃金額	(3)1か月の所 定労働日数 (日)	(4)1日の所定 労働時間 (時間)	(5)日額標準 賃金額(円)	(6)日額標準 賃金額(円) (調整後)	(7)時間標準賃額 (円) (8)×(4)	合計付与有給休暇日数 (日)	(10)合計日額標準 (5)×(8)	(11)合計時間標準 (7)×(8)	(12)合計時間標準 (調整後)	(13)支払+賃金額に 相当する額(円) (10)+(12)													
月給制	250,000	円	20	日	8	時間	12,500	円	8,330	円	1,063	円	12	日と	7	時間	99,900	円	10,941	円	8,330	円	108,200	円
氏名		労働 弘子			雇用保険 被保険者番号		5234-567890-2		事業所名		ふじさわ支店													
(1)賃金 形態	(2)通常の賃金額	(3)1か月の所 定労働日数 (日)	(4)1日の所定 労働時間 (時間)	(5)日額標準 賃金額(円)	(6)日額標準 賃金額(円) (調整後)	(7)時間標準賃額 (円) (8)×(4)	合計付与有給休暇日数 (日)	(10)合計日額標準 (5)×(8)	(11)合計時間標準 (7)×(8)	(12)合計時間標準 (調整後)	(13)支払+賃金額に 相当する額(円) (10)+(12)													
時給制	1,200	円	20	日	8	時間	7,200	円	7,200	円	1,200	円	5	日と	4	時間	36,000	円	4,800	円	4,800	円	40,800	円
氏名		岡立 進			雇用保険 被保険者番号		5234-567890-3		事業所名		なかの支店													
(1)賃金 形態	(2)通常の賃金額	(3)1か月の所 定労働日数 (日)	(4)1日の所定 労働時間 (時間)	(5)日額標準 賃金額(円)	(6)日額標準 賃金額(円) (調整後)	(7)時間標準賃額 (円) (8)×(4)	合計付与有給休暇日数 (日)	(10)合計日額標準 (5)×(8)	(11)合計時間標準 (7)×(8)	(12)合計時間標準 (調整後)	(13)支払+賃金額に 相当する額(円) (10)+(12)													
日給制	20,000	円	15	日	8	時間	20,000	円	8,330	円	1,334	円	3	日と	2	時間	24,999	円	10,662	円	8,330	円	33,329	円
氏名		職業 桜子			雇用保険 被保険者番号		5234-567890-4		事業所名		よこはま支店													
(1)賃金 形態	(2)通常の賃金額	(3)1か月の所 定労働日数 (日)	(4)1日の所定 労働時間 (時間)	(5)日額標準 賃金額(円)	(6)日額標準 賃金額(円) (調整後)	(7)時間標準賃額 (円) (8)×(4)	合計付与有給休暇日数 (日)	(10)合計日額標準 (5)×(8)	(11)合計時間標準 (7)×(8)	(12)合計時間標準 (調整後)	(13)支払+賃金額に 相当する額(円) (10)+(12)													
月給制	400,000	円	22	日	8	時間	18,182	円	8,330	円	2,273	円	5	日と	3	時間	41,000	円	8,819	円	8,819	円	49,819	円



有給休暇取得確認書

対象労働者1人につき1枚作成してください

(労働者氏名**厚労太郎**)は以下の子どもの世話を保護者(注1)として行うため、以下の表の期間について有給(賃金全額支給)の休暇を取得しました。

対象となる子ども(複数となる場合は本欄を人数分追加ください)				
氏名	年齢	施設等の種類 (親居の欄を記載)	施設等名	子どもとの 続柄
厚労真也	6歳	①	〇〇小学校	父

以下の表について、有給休暇取得日に休暇取得理由(ア又はイ、両方に該当する場合はアイ両方)と取得日数・時間数(例:「1日」、「3時間」等)を記入してください。

ア:新型コロナウイルス感染症に関する対応として行われる小学校等の臨時休業等(注2)のため
(小学校等からのお知らせを提出ください。お知らせが無い場合は、以下に小学校等の臨時休業等期間を記載ください。)

臨時休業等期間:令和2年●月●日～□月□日

※ 春休み等、学校等の元々の休校日や閉園日は含めないでください。

イ:新型コロナウイルス感染症に感染した又は感染したおそれ(注3)があるため

		令和2年2月			令和2年3月													
		27 (木)	28 (金)	29 (土)	1 (日)	2 (月)	3 (火)	4 (水)	5 (木)	6 (金)	7 (土)	8 (日)	9 (月)	10 (火)	11 (水)	12 (木)	13 (金)	14 (土)
取得理由						ア	ア	ア	ア	ア			ア	ア	ア	ア	ア	
休暇 取得	日数						1	1	1	1				1	1	1	1	
	時間数					3							4					

		令和2年3月																
		15 (日)	16 (月)	17 (火)	18 (水)	19 (木)	20 (金)	21 (土)	22 (日)	23 (月)	24 (火)	25 (水)	26 (木)	27 (金)	28 (土)	29 (日)	30 (月)	31 (火)
取得理由			ア	ア	ア	ア												
休暇 取得	日数		1	1	1	1												
	時間数																	



なお、上記取得日については、年次有給休暇を取得しているものではありません。

上記事実相違ありません。

2020年 3月 27日

申請事業主代表者名

職業 正広

印



対象労働者氏名 (※)

厚労 太郎

印

※必ず労働者本人が署名又は記名押印してください。



(3) 必要書類

支給申請書、有給休暇取得確認書、支給要件確認申立書、支払方法・受取人住所届の他、以下のすべての書類の写しの添付が必要です。

提出書類	チェック
①(対象事業主が雇用保険適用事業主でない場合)労災保険への加入が確認できる書類 例：労働保険関係成立届の事業主控（労働基準監督署受理済みのもの）、概算保険料申告書	
②(対象労働者が雇用保険被保険者でない場合)雇用されていることを確認できる書類 例：労働者名簿、雇用契約書、労働条件通知書、対象労働者の給与振り込みの銀行への依頼データ等	
③ 対象労働者が有給休暇を取得したことが確認できる書類 例：休暇申出書、休暇簿、出勤簿、タイムカード、賃金台帳、就業規則等	
④ 対象労働者の有給休暇について、年次有給休暇の場合と同等の賃金が支払われたことが確認できる書類 例：賃金台帳等	
⑤ 対象労働者の通常の賃金が確認できる書類 例：賃金台帳、労働条件通知書等	



<p>⑥ 対象労働者の所定労働日や所定労働時間が確認できる書類 例：労働条件通知書、就業規則、勤務カレンダー等。これに加えて、変形労働時間制、フレックスタイム制、事業場外みなし労働時間制、裁量労働制又は高度プロフェッショナル制を利用している場合は、そのことについて締結している労使協定等。また、シフト制又は交替制をとっている場合は、対象労働者の具体的な労働日・休日や労働時間を当該労働者に対して示した勤務カレンダー、シフト表等</p>	
<p>⑦ 小学校等の臨時休業等により子どもの世話をを行うための有給休暇を取得した場合、小学校等が臨時休業等をしたことについて確認できる書類 例：小学校等からの臨時休業等に係るお知らせ、当該書類がない場合は小学校等の休業期間を記入した有給休暇取得確認書</p>	
<p>⑧ 対象事業主に雇用されており、申請日時点において1日以上勤務している労働者であることが確認できる書類 例：労働条件通知書に加え出勤簿、タイムカード等</p>	
<p>⑨ 対象労働者のうち、中等教育の課程に在籍する障害のある子どもの場合は、当該障害があることを確認できる書類 例：特別支援学校の在学証明書、障害者手帳、医師による診断書、障害児通所施設に係る受給者証、特別児童扶養手当等の受給を証明する書類等</p>	



● 受給できない事業主

次の1～9のいずれかに該当する事業主は、本パンフレットに記載された助成金を受給することができません。

- 1.平成31年4月1日以降に雇用関係助成金を申請し、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けた場合、当該不支給決定日又は支給決定取消日から5年を経過していない事業主。

※不正受給とは、偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受けまたは受けようとすることを指します。例えば、離職理由に虚偽がある場合（実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど）も不正受給に当たります。

- 2.平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について、申請事業主の役員等に他の事業主の役員等として不正受給に関与した役員等がいる場合。

※この場合、他の事業主が不支給決定日又は支給決定取消日から5年を経過していない場合や支給決定取消日から5年を経過していても、不正受給に係る請求金を納付していない場合（時効が完成している場合を除く）は、申請できません。

- 3.支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない事業主（支給申請日の翌日から起算して2か月以内に納付を行った事業主を除く）

- 4.支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、労働関係法令の違反があった事業主

- 5.性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業またはこれら営業の一部を受託する営業を行う事業主



【Q&A抜粋】

Q 年次有給休暇や欠勤を事後的に特別休暇に振替えた場合は対象になる？

A 本助成金においては対象になる。

なお、年次有給休暇を事後的に特別休暇に振り替える場合には、労働者本人に説明し、同意を得ていただくことが必要。

Q 勤務時間の短縮は対象になる？

A 勤務時間の短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象にならない。ただし、事後的に、勤務時間の短縮ではなく、短縮した期間について、有給の休暇を付与したものととして処理する場合には助成金の対象になる。その場合も、そのような処理をすることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただくことが必要。



- Q 対象となる有給休暇は、就業規則等に規定する必要がある？
- A 休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいが、就業規則等が整備されていない場合でも要件に該当する有給の休暇を付与した場合は対象になる。
- Q 年次有給休暇を使い切った場合にのみ、この助成金の対象になる有給休暇を付与するといった取り扱いはできる？
- A 今回の助成措置は、政府の要請に基づく小学校等の臨時休業に伴い、子どもの世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者等を支援し、子どもたちの健康・安全を確保するためのものです。このため、年次有給休暇の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いいたします。



Q 会社の役員は対象になる？

A 対象にならない。役職名ではなく実態として、労働基準法上の労働者に当たらない者かどうかで判断する。

Q 同居の親族のみで経営する事業に従事する者（家族従事者）は対象になる？

A 原則対象にならない。ただし、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において一般事務又は現場作業等に従事し、かつ労働基準法上の労働者にあたる者については例外的に対象になる。

Q 勤続年数の要件はある？

A ない。



Q 小学校等の臨時休業等が行われた旨の確認書類としてはどのようなものが求められるか？

A 原則として、小学校等からの臨時休業等に係るお知らせなどを提出すればよい。(メール等の写しでも可)
当該書類がない場合は小学校等の休業期間を記載し、事業主と対象労働者が署名をした「有給休暇取得確認書」(様式は厚労省HPにあり)を提出することでも可。

Q 支給決定はいつごろ？

A 可能な限り速やかに



<学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター>

0120-60-3999

受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）



【ポイント】

- ・ 令和2年2月27日～3月31日までの間で以下のいずれかの休暇を取得させたこと。
 - ア 新型コロナ対応として臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話のための有給休暇
 - イ 新型コロナに感染した又は風邪症状など感染したおそれのある小学校等に通う子どもの世話のための有給休暇
- ・ 労働基準法第39条の規定による年次有給休暇以外の有給休暇であること
- ・ 年次有給休暇の場合と同等の賃金が支払われること。
(支給上限8,330円を超える場合も、全額支払うこと)

